## 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成 17 年厚生労働省告示第 112 号)別表の 8 付帯的な機能リスト(移動型デジタル式泌尿器・婦人科用 X 線透視診断装置等)

No.	機能名称	機能の定義	備考[承認又は許可番号]
1	DSA 撮影機能	血管を造影剤等の痕跡で強調表示するために、観察対象を造影剤なしの撮像と、造影剤注入済み撮像で複数回撮り、これら面像処理により血管像を強調表示する撮影方法。	21600BZZ00666000
2	血管強調処理機能	収集面像の持つ面像情報に周波数フィルタリングを行い、特定の 周波数帯域の面像情報を除去することにより血管像を強調する 機能で、RSM—DSA 撮影などとも呼ばれる。	21600BZZ00666000
3	MAP 透視機能	造影剤の軌跡面像と透視面像との重ね合わせ。	21600BZZ00666000
4	断層撮影機能	X 線源と受像器とを、人体の部位に対して互いに逆方向に移動しながら X 線を照射することによって、人体の断層像を得る撮影。	21300BZY00345000
5	データの入力機能	装置へ患者情報や検査に付帯する設定を入力する機能。入力機器にはキーボード、マウス、タッチパネル、赤外線リモコンなどがある。	
6	位置決めに関する 機能	透視・撮影の位置決めを行う機能。 例えば、X線管、X線検出器保持装置及び寝台の上下動、天板の 水平移動・傾斜などの機械的動作。 また、投光器による基準位置の表示も含む。 また、あらかじめ設定している撮影位置等を利用し、撮影台の位 置を電動で移動させる制御機能もある。	21500BZY00124000
7	透視条件設定機能	透視条件は管電圧、管電流、透視時間などがあり、これらを操作者が設定できる機能である。間欠透視(パルス透視)、視野サイズ選択設定などができる装置もある。	
8	撮影条件設定機能	撮影条件は管電圧、管電流、撮影時間、管電流時間積などがあり、 これらを操作者が設定できる機能である。	21500BZY00124000 21400BZY00109000
9	表示機能	操作者や患者にたいして表示する機能。 面像、データ、撮影条件、設定値、警告、指示等表示。	21400BYZ00109000 21500BZY00124000
10	面像の表示及び処 理機能	面像および付随するデータ等を表示および処理する機能である。例えばモニタ等の表示器、エッジ強調、γ処理、白黒反転、上下左右反転、拡大縮小、面像回転、シャッタ、ウィンドウレベル/幅設定、シフト、スムース/シャープ、面像フィルタ処理などがある。 また、各処理機能との組み合わせもある。	21500BZY00124000
11	登録/保存/削除 機能	装置を構成する記憶装置に対し、データを登録/保存/削除する機能である。記憶装置には FDD、DVD、CD—R 等が挙げられる。	21500BZY00124000
12	外部装置との入出 力機能	本装置と外部機器やネットワークとの間でデータ、信号を入出力する機能である。	21300BZZ00101000 21500BZY00124000
13	面像計測処理機能	画像の任意の2点間の距離などの計測を行う機能。	21600BZZ00666000
14	患者支持補助機能	装置の付属品(アクセサリ)であり、患者の検査に付帯補助具。例 えばマット、腕受けなどがある。	21500BZY00124000 20400BZY00847000